15. 資料

●所得制限基準一覧表

◎ 本人の所得限度額

(20歳前障害)(※)

心身障害者医療費助成制度

特別障害給付金

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	
特別障害者手当(国)		2604000	2.004.000	4.004.000	4744000	E 101000	
障害児福祉手当(国)		3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	
心身障害者福祉手当	(区)	2.604.000	2.004.000	1 26 1 000	4.744.000	E 101000	
重度心身障害者手当(都)		3,604,000 3,984,000		4,364,000	4,744,000	5,124,000	
児童育成手当(障害手当)		0.004.000	0.004.000	4.004.000	4.744.000	E 404 000	
児童育成手当(育成手当)		3,604,000 3,984,0		4,364,000	4,744,000	5,124,000	
特別児童扶養手当(国	1)	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000	
旧辛甘美工业(ツ)	I	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	2,010,000	
児童扶養手当(※)	I	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	
障害基礎年金	全額停止	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000	

単位:円(年間)

5,224,000

5,124,000

単位:円(年間)

※所得計算は、区市町村民税の所得金額、控除金額をもとに行います。ただし、計算対象となる 所得や控除は区市町村民税と異なります。

4,464,000

3,604,000 | 3,984,000 | 4,364,000 | 4,744,000

4,844,000

3,704,000 | 4,084,000

- ※児童扶養手当は、母または父が受給者であるときで、前年中に児童の父または母から養育費を 受け取っている場合、そのうちの8割の額が本人の所得に加算されます。 I は全部支給、II は 一部支給の所得制限額です。
- ※障害基礎年金(20歳前障害)及び特別障害給付金は、老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります。
- ※この所得限度額は、令和6年4月1日現在の状況になります。限度額の改正等が行われる場合がありますので、最新の限度額についてはお問い合わせください。

配偶者または扶養義務者の所得限度額

一部

停止

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	
特別障害者手当(国)	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	
障害児福祉手当(国)	0,287,000	0,530,000	0,749,000	0,902,000	1,175,000	
心身障害者福祉手当(区)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	
重度心身障害者手当(都)	3,004,000	3,964,000	4,304,000	4,744,000	J, 124,000	
特別児童扶養手当(国)	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	
児童扶養手当	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	
心身障害者医療費助成制度	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	

[※]この所得限度額は、令和6年4月1日現在の状況になります。限度額の改正等が行われる場合がありますので、最新の限度額についてはお問い合わせください。

●難病医療費助成対象疾病一覧

(1) 国が指定する助成対象疾病(五十音順)

※印:令和6年4月1日から追加された疾病です。

	77.0	库 力		W (毒 力
+	番号	病名 アイカルディ庁候群	+1	番号	
あ		アイカルディ症候群	か		家族性良性慢性天疱瘡
		アイザックス症候群		307	カナバン病
		IgA 腎症		269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群
		gG4関連疾患	-	107	
	=	亜急性硬化性全脳炎	-	187	
	46	悪性関節リウマチ		258	ガラクトースー1ーリン酸
	83	アジソン病			ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
		アッシャー症候群			カルニチン回路異常症
		アトピー性背髄炎		257	
		アペール症候群			間質性膀胱炎(ハンナ型)
	=	アラジール症候群	-		環状20番染色体症候群
	231	α1ーアンチトリプシン欠乏症	-		完全大血管転位症
		アルポート症候群	-4-		眼皮膚白皮症
		アレキサンダー病	ŧ		偽性副甲状腺機能低下症 ボーロウェイ・テロト病保護
		アンジェルマン症候群			ギャロウェイ・モワト症候群
1.		アントレー・ビクスラー症候群		1	球脊髓性筋萎縮症
61	247	イソ吉草酸血症			急速進行性糸球体腎炎
	222	一次性ネフローゼ症候群		271	
		一次性膜性增殖性糸球体腎炎		41	巨細胞性動脈炎
		1 p36欠失症候群			巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)
		遺伝性自己炎症疾患			巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
		遺伝性ジストニア			巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
		遺伝性周期性四肢麻痺			巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)
		遺伝性膵炎		2	筋萎縮性側索硬化症
-		遺伝性鉄芽球性貧血			筋型糖原病
う		ウィーバー症候群	_	113	
		ウィリアムズ症候群	<	75	クリオピリンの事用押動点信託
	171	ウェルソン病ウエスト症候群		106	E E E E E E E E E E E E E E E E E E E
		ウェルナー症候群	-	281	
		ウォルフラム症候群		181	グルコーストランスポーター1欠損症
		ウルリッヒ病			グルタル酸血症1型
え		・フルクッと病 HTLV-1関連脊髄症		250	
1		ATR一X症候群		16	クロウ・深瀬症候群
		エーラス・ダンロス症候群		96	クローン病
		エプスタイン症候群		289	
	217	エプスタイン症候はエプスタイン病	け		空撃重積型(二相性)急性脳症
		エフスタイン約	1)		是事里預至《二相任》总任 <u>网证</u> 結節性硬化症
	30	遠位型ミオバチー	-	42	結節性多発動脈炎
		MECP2重複症候群 ※	-	64	血栓性血小板減少性紫斑病
お		黄色靱帯骨化症		137	and the second state of the second se
00		黄斑ジストロフィー		262	
		大田原症候群		94	原発性硬化性胆管炎
		オクシピタル・ホーン症候群		48	原発性抗リン脂質抗体症候群
		オスラー病		40	原発性側索硬化症
か		カーニー複合		93	原発性胆汁性胆管炎
13.	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉でんかん		65	原発性免疫不全症候群
	97	海島使化を行う内側側頭条でんかん		43	原先性免疫不主症候群 顕微鏡的多発血管炎
	72	演場性人勝致 下垂体性ADH分泌異常症	C	267	高1gD症候群
	76	下垂体性ADFI分泌異常症 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	_		南 g 豆 短 浜
	73			98	
		下垂体性TSH分泌亢進症		45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
	74	下垂体性PRL分泌亢進症			好酸球性副鼻腔炎
	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		221	抗糸球体基底膜腎炎
		下垂体前葉機能低下症		69	後縦靱帯骨化症
		家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		80	甲状腺ホルモン不応症
		家族性地中海熱		59	拘束型心筋症
	336	家族性低 B リポタンパク血症 1 (ホモ接合体)		241	高チロシン血症1型

	番号	病名	Т	番号	病名
C		高チロシン血症2型	世		清髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
	243		_		背髓髄膜瘤
		後天性赤芽球癆	1	3	脊髄性筋萎縮症
	70	広範背柱管狭窄症	1		セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
	332		1		前眼部形成異常
	192		1		全身性アミロイドーシス
	104		1		全身性エリテマトーデス
	274		1	51	全身性強皮症
		5p欠失症候群	ł		先天異常症候群
			ł		先天性横隔膜ヘルニア
	185		1		
	176		-	132	先天性核上性球麻痺
-4-	52	混合性結合組織病	-	330	先天性気管狭窄症/ 先天性声門下狭窄症
S	190		-	100	
	60	再生不良性貧血	-		先天性魚鱗癬
	55	再発性多発軟骨炎	-	12	先天性筋無力症候群
	211	左心低形成症候群	ļ	320	先天性グリコシルホスファチジル
	84	サルコイドーシス	ļ		イノシトール(GPI)欠損症
	212		1		先天性三尖弁狭窄症
Щ	317	三頭酵素欠損症	ļ		先天性腎性尿崩症
U	103		1		先天性赤血球形成異常性貧血
	53	シェーグレン症候群]		先天性僧帽弁狭窄症
	159	色素性乾皮症]		先天性大脳白質形成不全症
	32	自己貪食空胞性ミオパチー		313	先天性肺静脈狭窄症
	95	自己免疫性肝炎	1	82	先天性副腎低形成症
	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
	61	自己免疫性溶血性貧血	1	111	先天性ミオパチー
	260		1		先天性無痛無汗症
	318		1		先天性葉酸吸収不全
	224		1		前頭側頭葉変性症
	265		1		線毛機能不全症候群(カルタゲナー症
	107		1	340	候群を含む。)※
	304		そ	147	早期ミオクロニー脳症
	10	シャルコー・マリー・トゥース病			総動脈幹遺残症
	11	重症筋無力症	1		総排泄腔遺残
	208		1		総排泄腔外反症
		ジュベール症候群関連疾患	1		ソトス症候群
	33	シュワルツ・ヤンペル症候群	た		第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	33		1		ダイアモンド・ブラックファン貧血
	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示す			
	100	てんかん性脳症	1	7	大脳皮質基底核変性症
	138		-		大理石骨病
	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う		40	高安動脈炎
		遺伝性びまん性白質脳症	-	17	多系統萎縮症
	34	神経線維腫症	-		タナトフォリック骨異形成症
	9	神経有棘赤血球症	1		多発血管炎性肉芽腫症
	5	進行性核上性麻痺	1		多発性硬化症/視神経背髄炎
	338		1	67	多発性囊胞腎
	272		1		多脾症候群
	25	進行性多巣性白質脳症]		タンジール病
	308	進行性白質脳症]	210	単心室症
	309	進行性ミオクローヌスてんかん		166	弾性線維性仮性黄色腫
	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	L	296	胆道閉鎖症
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	ち	305	遅発性内リンパ水腫
す	157				チャージ症候群
	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1		中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
	202		1		中毒性表皮壊死症
せ	206		1		腸管神経節細胞僅少症
	205		て		TRPV4異常症 ※
	54	成人発症スチル病	Ť		TNF受容体関連周期性症候群
	117		1		低ホスファターゼ症
	4.1.6	FS N/L II // III		116	ECONO / J CAE

	W.O	슱 夕		w.o	库 夕
て	番号 35	病名 天疱瘡	131	番号	病名 副甲状腺機能低下症
			151		
ے	57	特発性拡張型心筋症			複合カルボキシラーゼ欠損症
	85	特発性間質性肺炎		20	副腎白質ジストロフィー
	27	特発性基底核石灰化症			副腎皮質刺激ホルモン不応症
	63	特発性血小板減少性紫斑病			ブラウ症候群
	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によ			ブラダー・ウィリ症候群
		るものに限る。)			プリオン病
	163	特発性後天性全身性無汗症		245	プロピオン酸血症
	71	特発性大腿骨頭壊死症	^	228	閉塞性細気管支炎
	331	特発性多中心性キャッスルマン病		322	βケトチオラーゼ欠損症
	92	特発性門脈圧亢進症		56	ベーチェット病
	140	ドラベ症候群	1	31	ベスレムミオパチー
な	268	中條•西村症候群		126	ベリー病
	174	那須・ハコラ病	1	234	ペルオキシソーム病
		軟骨無形成症	1	234	(副腎白質ジストロフィーを除く。)
	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	i	136	片側巨脳症
IC	203	22q11.2欠失症候群	1		片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	295	乳幼児肝巨大血管腫	ほ		芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	251	尿素サイクル異常症		62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
ぬ		ヌーナン症候群	1	337	ホモシスチン尿症
*		ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候	1		ポルフィリン症
ね	315	群)/LMX1B関連腎症	ま	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
	335	ネフロン癆	0	167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
の		脳クレアチン欠乏症候群			慢性炎症性脱髓性多発神経炎/
.00	263	脳腱黄色腫症		14	多巣性運動ニューロパチー
	121	脳内鉄沈着神経変性症	1	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	122	脳表へモジデリン沈着症	1	270	慢性再発性多発性骨髓炎
					慢性特発性偽性腸閉塞症
	37	膿疱性乾癬(汎発型) 嚢胞性線維症	24	99	
1-+			03	142	ミオクロニー欠神でんかん
は	6	パーキンソン病		143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
		パージャー病	**	21	ミトコンドリア病
	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	む		無虹彩症
	86	肺動脈性肺高血圧症			無脾症候群
	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	14		無βリポタンパク血症
	230	肺胞低換気症候群	め		メープルシロップ尿症
		ハッチンソン・ギルフォード症候群			メチルグルタコン酸尿症
		バッド・キアリ症候群			メチルマロン酸血症
		HTRA 1 関連脳小血管病			メビウス症候群
		ハンチントン病			メンケス病
V		PCDH19関連症候群	=		網膜色素変性症
		非ケトーシス型高グリシン血症			
		肥厚性皮膚骨膜症			モワット・ウィルソン症候群
	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	40		ヤング・シンプソン症候群
	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体	Ø		遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
		優性脳動脈症	ょ		4p欠失症候群
	58	肥大型心筋症	5	19	ライソゾーム病
		ビタミンD依存性くる病/骨軟化症			ラスムッセン脳炎
		ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症			ランドウ・クレフナー症候群
		左肺動脈右肺動脈起始症	0		リジン尿性蛋白不耐症
	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎			両大血管右室起始症
	109	非典型溶血性尿毒症症候群			
	290	非特異性多発性小腸潰瘍症		89	リンパ脈管筋腫症
	50	皮膚筋炎/多発性筋炎	る	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
	36	表皮水疱症			
	291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	れ		レーベル遺伝性視神経症
151		VATER症候群			レシチンコレステロールアシルトラン
	183	ファイファー症候群	1	259	スフェラーゼ欠損症
	215	ファロー四徴症	1	156	レット症候群
	285	ファンコニ貧血	1	144	
		封入体筋炎	3		ロスムンド・トムソン症候群
		フェニルケトン尿症			肋骨異常を伴う先天性側弯症
	270	フェー/V / 1 / //////////////////////////////	L	210	かって シャー・コンシン・コング ラボー

(2) 都が単独で指定している医療費等助成対象疾病

番号	病名	番号	病名
都 80	原発性骨髄線維症	都 88	古典的特発性好酸球增多症候群
都 77	悪性高血圧	都 91	びまん性汎細気管支炎
都 83	母斑症(指定難病を除く。)	都 95	遺伝性QT延長症候群
都 866	肝内結石症	都 97	網膜脈絡膜萎縮症

(3) 国の特定疾患治療研究事業対象疾病

番号	病名
	スモン
	プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)

(4)特殊医療費疾病

番号	病名
	人工透析を必要とする腎不全
	先天性血液凝固因子欠乏症等

●障害者総合支援法対象疾病一覧

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(369疾病)

- ※ 新たに対象となる疾病(3疾病)
- △ 表記が変更された疾病(5疾病)○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

	○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)	- 74	
番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	I g A 腎症	53	家族性低βリポタンバク血症1(ホモ接合体)
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルボート症候群	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性增殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モワト症候群
19	1 p 36欠失症候群	69	急性壊死性脳症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髓性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球休腎炎
23	遺伝性膵炎	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動静脈奇形 (頚部顔面又は四肢病変)
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病 △	82	クッシング病
33	HTLV - 1 関連脊髄症	83	クリオビリン関連周期熱症候群
34	ATR-X症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター 1 欠損症
37	エブスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エブスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群 ※	90	クローン病
41	遠位型ミオバチー	91	クロンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
43	黄色靭帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	遺瘍性大腸炎	100	3 3 7
1000	- Arra James Various Inc.		

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(369疾病)

- ※ 新たに対象となる疾病(3疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (5疾病)○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

	○ 障害有総合文援法独目の対象疾病(29疾病)		P. Marcollossia.
番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
103	顕微鏡的大腸炎	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高 I g D症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦靭帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌスてんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
122		172	スミス・マギニス症候群
123	骨髄異形成症候群	173	スモン
124	骨髄線維症	174	脆弱X症候群
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5 p欠失症候群	176	成人発症スチル病 △
127	コフィン・シリス症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髓空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	182	セビアプテリン還元酵素(SR)欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己貪食空胞性ミオバチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	34.888.000	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群 〇
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症
130	石平1417元14151即攻	200	九人注明月冯沙戏址

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(369疾病)

- ※ 新たに対象となる疾病(3疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (5疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

	○ 障害者総合支援法独目の対象疾病 (29疾病)	7.0	at at to	
番号	疾病名	番号	疾病名	
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群	
202	先天性ミオバチー	252	中條・西村症候群	
203	先天性無痛無汗症	253	那須・八コラ病	
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症	
205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
	AND THE PROPERTY OF THE PROPER		22q11.2欠失症候群	
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫	
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症	
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群	
210	総排泄腔外反症	_	ネイルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	
211	ソトス症候群	261	ネフロン癆	
212	ダイアモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群	
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳腱黄色腫症	
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症(※)	Δ.
215	大理石骨病	265	脳表ヘモジデリン沈着症	
216	ダウン症候群		膿疱性乾癬	
217	高安動脈炎	267	囊胞性線維症	
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病	
219	タナトフォリック骨異形成症	269	バージャー病	
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症	
222	多発性軟骨性外骨腫症	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	
223	多発性囊胞腎	273	肺胞低換気症候群	
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群	
226	単心室症	276	ハンチントン病	
227	弹性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症	0
228	短腸症候群		PCDH19関連症候群	
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症	
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜症	
231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオト二一症候群	
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	150000000	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
233	中毒性表皮壊死症	283	Mark the Control of t	
234	腸管神経節細胞僅少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症	
235	TRPV 4 異常症 **	CHECKEN,	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群	
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	
241	特発性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎	0
242	特発性基底核石灰化症	292	肥満低換気症候群	0
243	特発性血小板減少性紫斑病	293	表皮水疱症	
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	294	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群	
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群	
247	特発性多中心性キャッスルマン病	297	ファロー四徴症	
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血	6
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎	
250	突発性難聴	300	フェニルケトン尿症	

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(369疾病)

0

0

0

- ※ 新たに対象となる疾病(3疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (5 疾病) 隨字者総合支援法独自の対象疾病 (2.9 疾病)

	○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)			
番号	疾病名		番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群	0	351	4 p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症		352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症		353	ラスムッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー		354	ランゲルハンス細胞組織球症
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症		355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群		356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群		357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
308	ブリオン病		358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症		359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症 (高ブロラクチン血症)		360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎		361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
312	β-ケトチオラーゼ欠損症		362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
313	ベーチェット病		363	レーベル遺伝性視神経症
314	ベスレムミオパチー		364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘバリン起因性血小板減少症	0	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
316	ヘモクロマトーシス	0	366	レット症候群
317	ベリー病	Δ	367	レノックス・ガストー症候群
318	ベルーシド角膜辺縁変性症	0	368	ロスムンド・トムソン症候群
319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	28	369	助骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症		_ co-c	annung ya akunar aran anda a ku wakunar anda anda ana anda an aran an
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群			
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症			
324	ホモシスチン尿症			
325	ボルフィリン症			
326	マリネスコ・シェーグレン症候群			
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	Δ		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロバチー			
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症			
330	慢性再発性多発性骨髓炎			
331	慢性膵炎	0		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症	620		
333	ミオクロニー欠神てんかん			
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん			
335	ミトコンドリア病			
336	無虹彩症			
337	無脾症候群			
338	無βリポタンパク血症			
339	メーブルシロップ尿症			
340	メチルグルタコン酸尿症			
341	メチルマロン酸血症			
342	メビウス症候群	-		
343	メンケス病			
344	網膜色素変性症			
345	もやもや病			
346	モワット・ウイルソン症候群			
347	薬剤性過敏症症候群	0		
348	ヤング・シンプソン症候群			
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	0		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	.50		
		77 C D D 4	1 700	(+ 0+)+ + + + (2 + + + + + + + + + + + + + + +

- (※) 旧対象疾病番号159(神経フェリチン症)は対象疾病番号264(脳内鉄沈着神経変性症)に統合。
- (※)一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。 各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (https://www.nanbyou.or.jp/) 等を参照ください。

●身体障害者障害程度等級表

等級の判定は東京都心身障害者福祉センターで行います。(13ページ参照)

	1級	視力の良い方の眼の視力(※1)が O.O1 以下のもの
		① 視力の良い方の眼の視力(※1)が0.02以上0.03以下のもの
		② 視力の良い方の眼の視力(※1)が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	2級	③ 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(※3)
		が 28 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
		① 視力の良い方の眼の視力(※1)が0.04以上0.07以下のもの(2級の②に該当するも
		のを除く。)
	O 47	② 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
視	3級	③ 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(※3)が
		56度以下のもの
覚		④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
障		① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.08 以上 0.1 以下のもの(3 級②に該当するものを除
炉	4級	<。)
害		② 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの
		③ 両眼開放視認点数が70点以下のもの
		① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
		② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
	5級	③ 両眼中心視野角度(※3)が56度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの
		⑤ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のも
		\circ
	7級	

- ※1 万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。
- ※2 I/4 視標による。
- ※3 I/2 視標による。

		J 412					
		1級					
		2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)				
聴	π±	3級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解 し得ないもの)				
覚	聴		① 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理				
	224	4級	解し得ないもの)				
ま	覚	4 1110					
た	Osta.		② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの				
	障	5級					
は	—		① 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40 センチメートル以上の距離				
平	害	6級	で発声された会話語を理解し得ないもの)				
445		1,00	② 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル				
衡							
機		— (P	以上のもの				
能		7級					
		1級					
の	平	2級					
障	衡	3級	平衡機能の極めて著しい障害				
=	機	4級	T PARAGOS LOS CESOS PELOS PELO				
害	能		工条機能の芸しい時度				
	障	5級	平衡機能の著しい障害				
	害	6級					
		7級					
並	1級						
音声機能、	2級						
し機	3級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失					
	4級						
機語			機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害				
能機	5級						
はそしゃく機能の障害目声機能、言語機能また	6級						
声だ	7級						

			① 再上吐の機能を全座したたの
		1級	① 両上肢の機能を全廃したもの
			② 両上肢を手関節以上で欠くもの
			① 両上肢の機能の著しい障害
		2級	② 両上肢のすべての指を欠くもの
			③ 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
			④ 一上肢の機能を全廃したもの
			① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
			② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
		3級	③ 一上肢の機能の著しい障害
			④ 一上肢のすべての指を欠くもの
			⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
			① 両上肢のおや指を欠くもの
			② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの
			③ 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したも
0-	上		の
肢	_	4級	④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
体			⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
• •			⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの
不			⑦ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの
自	肢		⊗ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		① 両上肢のおや指の機能の著しい障害
曲			② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
	5.4	5級	③ 一上肢のおや指を欠くもの
		J IIIX	④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの
			⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害
			⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
			① 一上肢のおや指の機能の著しい障害
		6級	② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの
			③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
		7級	① 一上肢の機能の軽度の障害
			② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
			③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害
			④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
			⑤ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
			⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
		1級	① 両下肢の機能を全廃したもの
	下	I 秋	② 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
		2級	① 両下肢の機能の著しい障害
			② 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
			① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
	肢	3級	② 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
			③ 一下肢の機能を全廃したもの

				FT は の ナ
				下肢のすべての指を欠くもの
				 下肢のすべての指の機能を全廃したもの
				-下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
		4級		-下肢の機能の著しい障害
			5 -	-下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの
			6 -	- 下肢が健側に比して、10 センチメートル以上または健側の長さの 10 分の 1 以
			上短	記いもの
	下		1 -	-下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害
		5級	2 -	-下肢の足関節の機能を全廃したもの
		ン脳	3 -	-下肢が健側に比して 5 センチメートル以上または健側の長さの 15 分の 1 以上
			短	犯しま の
		6級	1 -	-下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
	肢		2 -	-下肢の足関節の機能の著しい障害
			1 1	可下肢のすべての指の機能の著しい障害
			2 -	- 下肢の機能の軽度の障害
			3 -	- 下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
		7級	4 -	- 下肢のすべての指を欠くもの
			<u> </u>	- 下肢のすべての指の機能を全廃したもの
0 -1-			6 -	-下肢が健側に比して 3 センチメートル以上または健側の長さの 20 分の 1 以上
肢			短	นิทธิด
体		1級	体幹	fの機能障害により坐っていることができないもの
		0 47	① 体	。 幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの
不	体	2級	② 体	
自		3級	体幹	全の機能障害により歩行が困難なもの
		4級		
曲	幹	5級	体幹	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		6級		
		7級		
			1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
	乳児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上記機能	2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく
	<u>ල</u>			制限されるもの
	進		5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動作に支障
	行性			のあるもの
	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S		6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	病		7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	変に		1級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
	よる		2級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	運動	移	3級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	機	動機能	4級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	障	機 能	5級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	害	יייי	6級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
		l	1 1170	1 12/10 1 MENDINE THE 2/10/10 O C C C C C C C C C C C C C C C C C C

	心	1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
	_	2級	
	臓機能障害	3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
小小		4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
心臓		5級	
		6級	
6.		7級	
臓			
若	じん臓	1級	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
l l		2級	
<u> </u>		3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	臓機能障害	4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
吸	能	5級	
器	軍	6級	
また	0	7級	
には			
ぼ		1級	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
う	呼	2級	
こ	贴	3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
対対	裕	4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	5級	3 Mai s Mai s Pri a loca s La Casa de
<	障		
[호	害	6級	
じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、		7級	
•			ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限さ
小腸、		1級	れるもの
腸、		2級	4 0 0 0 0
	直┌┿	Z 11/1X	ばるこうなけた明の機能の除実により実際の変の見労失活活動が禁しく制明され
	<u> 慢腸の機能障害</u>	3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限され
ヒト免疫不全			るもの
没 不		4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される
全		7 /1/2	もの
ラー		5級	
イ		6級	
ルフ		7級	
イルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害			小明の機能の除まにより白つの白辺の口労生活活動が振舟に制限されてたの
よ	小 腸	1級	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
る		2級	
光点	機	3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
若		4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
Ţ	能	5級	
<	障	6級	
타	害	7級	
臓			
の		1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
機能	肝	2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
服の	臓機能障害	つが	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生
障		3級	活活動が著しく制限されるものを除く)
害		4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5級	W. W. C. W. C.
		6級	
	害	7級	

		1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可
	による免疫機能障害		能なもの
		2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限さ
			れるもの
		3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限さ
		ろ叔	れるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
		4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が
			著しく制限されるもの
		5級	
		6級	
		7級	

【注意点】

- 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 異なる等級について2以上重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害も含むものとする。
- 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨 結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

●知的障害(愛の手帳)判定基準表

18歳未満の方は江東児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターでの判定となります。(26ページ参照)

(1) 総合判定基準表

	区分	判定内容
	1 度	各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィー
	(最重度)	ルが概ね「1」程度のものに該当するもの。
	2 度	各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィール
	(重度)	が概ね「2」程度のものに該当するもの。
	3 度	各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィール
	(中 度)	が概ね「3」程度のものに該当するもの。
	4 度	各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィール
	(軽 度)	が概ね「4」程度のものに該当するもの。
	(程度不明)	各種診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、そ
その	(性及小明)	の程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする。
他	(非該当)	前各号に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。
備考		総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

※プロフィールとは、程度判定時に 1 から 4 段階で示される能力や行動などの項目一覧をいいます。